

令和7年度9月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

6月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会 計 別	前 回 ま で の 累 計 額	9 月 補 正 予 算 額	9 月 現 計 予 算 額	(参考) 7 年 度 9 現 / 6 年 度 9 現
一 般 会 計	22,303.64	42.09	22,345.73	105.6
特 別 会 計	22,833.95	7.14	22,841.09	101.6
企 業 会 計	1,645.13	—	1,645.13	102.6
計	46,782.73	49.23	46,831.97	103.5

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款 別	前 回 ま で の 累 計 額	9 月 補 正 予 算 額	9 月 現 計 予 算 額
国 庫 支 出 金	1,543.44	1.51	1,544.96
繰 越 金	0.10	40.57	40.67
そ の 他	20,760.09	—	20,760.09
計	22,303.64	42.09	22,345.73

(注) 計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

㊦○ 地域医療提供体制の維持に向けた緊急支援 26 億 8,153 万円

物価高騰等により経営が悪化している病院を緊急的に支援し、地域の医療提供体制を維持するため、救急病院に対する給付金※の支給や、病院の経営相談窓口の設置を行う。

※給付金の対象：民間病院及び公立病院等（県立病院を除く）

1 床当たり 救急病院：60 千円、精神科救急病院：10 千円

[健康医療局保健医療部医療整備・人材課長 電話 045-210-4860]

㊦○ 麻しんのまん延防止に向けた緊急的な取組 2,240 万円

麻しんのまん延を防止するため、県が指定する拠点医療機関において、麻しん患者との接触者に対してワクチンを緊急接種できる体制を整備する。

[健康医療局保健医療部感染症対策担当課長 電話 045-285-0848]

○ 米国関税措置や日産自動車生産縮小等に対する支援

㊦・ 自動車部品サプライヤー等への支援 736 万円

宇宙関連産業等の新分野への販路拡大及び業態転換等を支援するため、公益財団法人神奈川産業振興センターが行う経営相談やセミナー等に対して補助する。

[産業労働局産業部産業振興課長 電話 045-210-5630]

・ 信用保証事業費補助（原油高騰対応分） 9 億 3,216 万円

「原油・原材料高騰等対策特別融資」を受ける際の信用保証料について、補助の拡充期間を延長する。

区分	信用保証料率 (拡充後)	補助の拡充期間	
		現行	延長後
原油・原材料高騰等対策特別融資	0.225%～0.95%	令和7年4月	令和7年4月
〔原油・原材料高騰等(米国関税措置を含む)の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するもの〕		～ 令和7年9月	～ 令和8年3月

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

・ 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金（中小企業資金会計） 7 億円 (一般会計からの繰出金 3 億 5,000 万円)

公益財団法人神奈川産業振興センターが実施する設備の割賦販売及びリース事業に対する貸付金を拡大する。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

- ・ 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金の拡大に伴う措置（中小企業資金会計）
1,439 万円
（一般会計からの繰出金 1,439 万円）

【債務負担行為の変更】 期 間 令和 7 年度～令和 18 年度
限度額 1 億 4,000 万円

※ 変更前 期 間 令和 7 年度～令和 18 年度
限度額 7,000 万円

公益財団法人神奈川産業振興センターに対し、貸倒れに備えるための積立金の増額分を追加で補助するとともに、積立金の欠損に備えるため、既設定の債務負担行為を変更する。

[産業労働局中小企業部金融課長 電話 045-210-5670]

- 「GREEN×EXPO 2027（国際園芸博覧会）」の開催に向けた機運醸成 5,000 万円
GREEN×EXPO 2027 の開催に向け、県内全域の機運醸成を図るため、戦略的かつ効果的なプロモーションを行う。

[環境農政局農水産部農業振興課国際園芸博覧会推進室長 電話 045-285-0337]

- 国勢調査の着実な推進 1 億 5,156 万円
国勢調査に係る所要経費の増に対応するため、市町村に対する交付金を増額する。

[政策局総務室企画調整担当課長 電話 045-210-3012]

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	6 件
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1 件
動 産 の 取 得	2 件
指 定 管 理 者 の 指 定	6 件
そ の 他	1 件
計	16 件
(参考)9月補正予算	2 件
合 計	18 件

2 主な条例案

【条例の改正】

○ 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(P7参照)

令和7年10月に適用期限が到来する法人の県民税及び事業税の超過課税措置について、適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる指定NPO法人を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、教育活動現場における犯罪被害者等への支援を明確にするため、児童等に対する配慮に係る規定を定めるなど、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局くらし安全部犯罪被害者支援担当課長

電話 045-312-1121(内線3430)]

○ 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、全ての自転車利用者のヘルメット着用を促進するため、自転車利用者の家族や事業者等に係る自転車利用者への情報提供や助言等に関する規定を新設するなど、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長 電話 045-210-3550]

○ 神奈川県消費生活条例の一部を改正する条例

令和6年度に行った条例の見直しに伴い、知事から事業者に対する安全性に疑いがある商品の立証要求等の対象に、役務等を追加するなど、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局くらし安全部消費生活課長 電話 045-312-1121(内線2620)]

○ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

厚生労働省令の一部改正に伴い、入居申込者に対する説明、契約等における、「磁気ディスク」等の特定の記録媒体の使用を定めているものについて、「電磁的記録媒体」に改めるため、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局福祉部生活困窮者対策担当課長 電話 045-285-0864]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	請負契約者	請負契約金額
高相合同庁舎新築工事(建築―第1工区)請負契約	相模原市南区相模大野六丁目 3957番1	山王建設・山王総合特定建設工事共同企業体	18億8,235万8,500円

[総務局総務室管理担当課長 電話 045-210-2122]

【動産の取得】

○ 大型電子黒板

県立高校等及び県立特別支援学校における大型電子黒板を整備するため、購入契約を締結する。

	区 分	品 目	数 量	契約者名	契約金額
①	県立高校等	大型電子黒板	1,632 台	株式会社日本ビジネス開発東京 本社ソリューション販売事業部 事業部長 山中 昇	3億7,160万 6,400円
②	県立特別 支援学校	大型電子黒板	414 台	株式会社日本ビジネス開発東京 本社ソリューション販売事業部 事業部長 山中 昇	8,925万 8,400円

①[教育局指導部高校教育課長 電話 045-210-8240]

②[教育局支援部特別支援教育課長 電話 045-210-8214]

【指定管理者の指定】

	施設の名称	指定管理者候補		指定期間
		名 称	主たる事務所の所在地	
①	県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂	公益財団法人神奈川芸術文化財団	横浜市中区山下町3番地の1	R8.4.1～R11.3.31
②	神奈川近代文学館	公益財団法人神奈川文学振興会	横浜市中区山手町110番地	R8.4.1～R13.3.31
③	ライトセンター	特定非営利活動法人神奈川県視覚障害者福祉協会	座間市入谷東三丁目55番1号	R8.4.1～R13.3.31
④	かながわ労働プラザ	公益財団法人神奈川県労働福祉協会	横浜市中区寿町一丁目4番地	R8.4.1～R13.3.31
⑤	足柄ふれあいの村	株式会社アグサ	南足柄市中沼305番地1	R8.4.1～R13.3.31
⑥	愛川ふれあいの村	東急コミュニティー・国際自然大学校グループ	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	R8.4.1～R13.3.31

①②[文化スポーツ観光局文化課長 電話 045-210-3800]

③[福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長 電話 045-210-4700]

④[産業労働局労働部雇用労政課長 電話 045-210-5730]

⑤⑥[教育局支援部子ども教育支援課長 電話 045-210-8212]

【その他】

- 令和6年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を受けようとするもの。

[企業局財務部財務課長 電話 045-210-7030]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 馬淵 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 稲田 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 石田 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 長野 電話 045-210-3022

神奈川県県税条例の一部を改正する条例案の概要

1 目 的

法人の県民税及び事業税の超過課税の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

2 内 容

現在実施している法人の県民税及び事業税の超過課税は、令和7年10月末に適用期限を迎える。同年11月以降、「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」といった特別な財政需要に対応するため、税率や適用対象外とする要件を現行どおりとして、適用期間を5年間延長する。

区 分	法人県民税	法人事業税
税 率 (現行どおり)	1.8% (標準税率は1%)	特別法人事業税(国税)と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように税率を設定
適用対象外 (現行どおり)	資本金2億円以下で、 法人税額が年4,000万円以下の法人	資本金2億円以下で、 所得が年1億5,000万円以下の法人
適 用 期 間	令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間に終了する事業年度(5年間)	

3 施行期日

公布の日

問合せ先

総務局財政部税制企画課長 佐藤 電話 045-210-2300